

第4回定例会会議録

令和2年12月14日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。

これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

- ―――日程第 1 議案第 93号 御代田町表彰条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 2 議案第 94号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 3 議案第 95号 御代田町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 4 議案第 96号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 5 議案第 97号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者
及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 6 議案第 98号 御代田町複合文化施設まなびの館設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 7 議案第104号 御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第 8 議案第105号 令和2年度御代田町一般会計
補正予算案（第9号）について―――
- ―――日程第 9 議案第106号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第4号）について―――
- ―――日程第10 議案第107号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別

会計補正予算案（第2号）について――

――日程第11 議案第108号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別

会計補正予算案（第3号）について――

○議長（五味高明君） これより、12月4日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案、請願、陳情について、日程に従い、各常任委員長からの報告を願います。

初めに、総務福祉文教委員会に付託した日程第1 議案第93号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案についてから、日程第11 議案第108号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）についてまでを一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 1ページをお開きください。

令和2年12月14日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第 93号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について

議案第 94号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を
改正する条例案について

議案第 95号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第 96号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
について

議案第 97号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 98号 御代田町複合文化施設まなびの館設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例案について

議案第104号 御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例案について

議案第105号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）について（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第106号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）について

議案第107号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

議案第108号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第105号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第93号から第108号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第93号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について、議案第94号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第95号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、議案第96号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第97号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第98号 御代田町複合文化施設まなびの館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第104号 御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例案について、議案第105号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)について、議案第106号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について、議案第107号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、議案第108号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第3号)については、委員長報告のとおり決しました。

- ―――日程第12 議案第 99号 御代田町道路等占用料徴収
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第13 議案第100号 御代田町農業集落排水事業分担金徴収
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第14 議案第101号 御代田町公共下水道
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第15 議案第102号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第16 議案第103号 御代田町水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第17 議案第109号 令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について――

――日程第18 議案第110号 令和2年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第2号）について――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第12 議案第99号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてから、日程第18 議案第110号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）についてまでを一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 池田るみ君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君）

令和2年12月14日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第 99号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第100号 御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第101号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

議案第102号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第103号 御代田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第109号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

議案第110号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）につ

いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第99号から第110号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第99号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第100号 御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第101号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、議案第102号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第103号 御代田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第109号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について、議案第110号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第19 請願第 2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める請願―――

- ――― 日程第 20 陳情第 18 号 国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情―――
――― 日程第 21 陳情第 19 号 最低制限価格の設定に関する陳情―――
――― 日程第 22 陳情第 20 号 安全・安心の医療・介護の実現と

国民のいのちと健康を守るための陳情―――

- 議長（五味高明君） 日程第 19 請願第 2 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める
請願、日程第 20 陳情第 18 号 国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情、
日程第 21 陳情第 19 号 最低制限価格の設定に関する陳情、日程第 22 陳情
第 20 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
について、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

- 総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 3 ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 請願第 2 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める請願

（12月4日の議会において付託）

2. 件名 陳情第 20 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

（12月4日の議会において付託）

（2）趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第 18 号 国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情

（12月4日の議会において付託）

2. 件名 陳情第 19 号 最低制限価格の設定に関する陳情

（12月4日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上報告します。

令和 2 年 12 月 14 日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

○議長（五味高明君） ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました請願第2号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

請願第2号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、請願第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第18号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第18号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第18号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第19号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第19号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第19号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第20号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第20号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第20号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第23 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第23 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、議会規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第24 意見案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める

意見書(案)―――

○議長(五味高明君) 日程第24 意見案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)についてを議題とします。

意見書案はお手元に配付しましたとおりです。

意見案第12号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日

御代田町議会議長 五味高明様

提出者 総務福祉文教常任委員長 井田理恵

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かっています。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになります。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893と過去最高となりました。

国においては、2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきました。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては、過重な経済負担になっている場合が多いと考えられます。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。

2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセ

リングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4 不妊症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

令和2年12月14日提出

御代田町長 小園拓志

本案について趣旨説明を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 意見案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は増えつつあり、晩婚化も進んでいる中、不妊治療の件数も増えています。国では、助成制度を設けたり、その一部に保険適用がありますが、その範囲は不妊の原因調査などに限られています。

保険適用の範囲を広げるなど支援の充実を図る必要があります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第12号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、意見案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)についてを原案のとおり決しました。

―――日程第25 意見案第13号 安全・安心の医療・介護の実現と

国民のいのちと健康を守るための意見書(案)―――

○議長(五味高明君) 日程第24 意見案第13号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書(案)についてを議題とします。

意見書案はお手元に配付しましたとおりです。

意見案第13号

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書(案)

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年2月14日

御代田町議会議長 五味高明様

提出者 総務福祉文教常任委員長 井田理恵

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書(案)

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック(感染爆発)は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型コロナウイルス、MER

S、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかい短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について要請します。

- 1 今後も発声が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- 2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医療・看護師・医療技術職・介護職員等を大幅に増員すること。
- 4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

令和2年12月14日提出

御代田町長 小園拓志

本案について趣旨説明を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 12ページをお開きください。

意見案第13号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）について趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医療・介護・保健所の負担は増加しています。社会保障費の確保は難しい課題ですが、国民のいのちと健康、暮らしを守るため、有事の際に救済経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、必要十分な財源確保、職員の増員を図りつつ、国民負担の軽減についても図る必要があります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第13号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、意見案第13号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）については原案のとおり決しました。

―――日程第26 発委第5号 災害からの復旧及び国土強靱化等に向けた

社会資本整備の促進を求める意見書（案）―――

○議長（五味高明君） 日程第26 発委第5号 災害からの復旧及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書（案）についてを議題とします。

意見書案はお手元に配付しましたとおりです。

発委第5号

災害からの復旧及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書（案）

上記意見書案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日

御代田町議会議長 五味高明様

提出者 議会運営委員長 古越 弘様

災害からの復旧及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書（案）

近年、気候変動による自然災害が頻発し、当町でも、令和元年東日本台風による甚大な被害が発生しています。このような中、国は、被災地からの支援要請に迅速に対応するとともに、平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組み、国民経済や生活を支える重要インフラ等の機能維持を図っています。

しかしながら、被災地の復旧には継続的な手厚い支援が求められており、また、国土強靱化等に関しては、災害リスクの増大に対応した社会資本の整備や、老朽化が進むインフラの計画的な予防保全等が必要です。さらに、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は深刻であり公共事業の継続は重要です。

よって、国会及び政府において、災害からの早期の復旧を図るとともに、防災・減災、国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めるため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請します。

記

1 頻発、激甚化する災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するために必要な予算の確保、補助対象事業の拡大等に努めるとともに、3か年緊急対策後においても、防災・減災とあわせ、引き続き取り組みの促進を図るための必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

衆議院議長

殿

参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
国土交通大臣 殿
国土強靱化担当
内閣府特命担当大臣（防災）殿

令和2年12月14日提出

御代田町長 小園拓志

本案について趣旨説明を求めます。

古越 弘 議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） 発委第5号 災害からの復旧及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書（案）についての趣旨説明を行います。

近年、気候変動による自然災害が頻発し、当町でも、令和元年東日本台風による甚大な被害が発生しています。このような中、国土強靱化等に関しては、災害リスクの増大に対応した社会資本の整備や老朽化が進むインフラの計画的な予防、保全等の推進が必要であり、そのためには国の支援が必要であります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

発委第5号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、発委第5号 災害からの復旧及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書(案)については原案のとおり決しました。

ただいま町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第13号を追加日程第1とし、議題にすることに決しました。

――追加日程第1 報告第13号 専決処分事項の報告について

(令和元年度御代田小沼水道事業に関する消費税の修正
申告遅延により発生した損害賠償について)――

○議長(五味高明君) 追加日程第1 報告第13号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 追加議案書1ページをお願いいたします。

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項に規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

令和2年12月14日提出

御代田町長 小園拓志

次の2ページをお願いいたします。

専第23号

専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規

定により、令和元年度御代田小沼水道事業に関する消費税の修正申告遅延により発生した損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年12月9日専決

御代田町長 小園拓志

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 支払先 | 佐久税務署 |
| | 支払内容 | 令和元年度御代田小沼水道事業に関する消費税の修正申告遅延に伴う延滞税 |
| 2 | 修正申告日 | 令和2年11月10日 |
| | 修正納付税額 | 21万3,700円 |
| 3 | 賠償の概要 | 令和元年度御代田小沼水道事業に関する消費税の修正申告の遅延により、国税通則法及び租税特別措置法に基づき、年2.6%の延滞税1,900円を令和2年12月9日に支払いました。 |
| 4 | 損害賠償額 | 延滞税 1,900円 |
| 5 | 延滞期間 | 令和2年7月1日から11月10日まで 133日間 |

このたびの度重なる不適切な事務処理により、町民の皆様、議員の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに、心よりおわびを申し上げます。初心に返り、一つ一つ信頼の回復に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（五味高明君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 閉会前に一言ご挨拶申し上げます。

上程いたしました議案に関し、全て原案どおりでお認めいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

ご報告申し上げましたとおりでございますが、御代田小沼水道の消費税納付に関する延滞税の発生に関しては、町に収入があったときに必ず起こす調定を怠るといふ初歩的なミスに加え、そういったミスに気づいたときに速やかに対処していなかったというダブルのミスにより引き起こされたことであります。それを昨日今日、役場入りしたわけではない入庁20年以上のベテランがやっていたということが、痛恨の極みであります。

本日夕刻には、緊急の課長会議を開き、各課が責任をもって業務に対応するという当たり前のことを改めて共有し、職員一人一人の自覚なしには、また同じことが引き起こされるという危機感を持ち、自分や自分の周辺で起きたらどうするかということも職員の全員に考えておいてもらう必要があると感じております。誠に申し訳ありませんでした。

今朝は、みぞれ、雪となり、いよいよ冬本番という雰囲気となってまいりました。新型コロナに関して、周辺自治体では新規陽性者の報告があるものの、御代田町は、最近は何とか踏みとどまっているという状況であります。そういった状況に安心しきることなく、いま一度マスクの着用やうがい、手洗いの実施を徹底していただきたいと思います。議員の皆様、また町民の皆様もくれぐれもご自愛ください。

以上で、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（五味高明君） これにて、令和2年第4回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 午前10時34分